

山梨県公報

第六百五十四号

令和八年

五月十四日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定（二件）

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託

公告

○山梨県登録販売者試験の実施

○土地改良区役員の退任及び就任（三件）

○公共測量の終了

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

公安委員会

○一般競争入札について

告示

山梨県告示第四百四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
市立甲府病院	甲府市増坪町三百六十六番地

二 認定期限 令和十一年五月五日

山梨県告示第四百四十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三百四十番地

二 認定期限 令和十一年五月八日

山梨県告示第四百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 弁護士法人ライズ綜合法律事務所
東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア十二階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

公 告

◎ 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日 令和八年八月二十六日（水）

二 試験場所 甲府市大津町二千百九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。

五 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）

2 受験手数料

- (一) 手数料の額 一万四千円
- (二) 納付方法 次のいずれかの方法により納付すること。
 - (1) レジ設置窓口における納付
 - (2) 電子納付

(三) 備考

- (1) (二)(1)の方法により納付する場合は、納付済証を受験願書の裏面に貼付すること。
- (2) (二)(2)の方法により納付する場合は、受験願書を提出した（郵送）後、令和八年六月十九日（金）までに「やまなしくらしねっと」により、手数料の納付の申請手続を行うこと。なお、同日までに手数料の納付の申請手続を行わ

なかった場合及び手数料の納付期限内（手数料の納付の申請手続を行った後に県が送付した手数料の納付に係る電子メールを受信した日後一週間以内）に手数料が納付されなかった場合は、出願を無効とする。

(3) 受験願書を受理した後においては、納付済の受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合その他いかなる理由でも還付しない。

六 受験願書の提出方法等

1 提出方法 持参又は書留郵便（県外に在住する者に限る。）による。

2 提出先等

(一) 持参による場合 甲府市に在住する受験者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に在住する受験者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、県外に在住する受験者にあつては山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。

(二) 書留郵便による場合 山梨県福祉保健部衛生薬務課に送付すること。

3 受付期間 令和八年六月八日（月）から同月十九日（金）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする（書留郵便による場合にあつては、令和八年六月八日（月）から同月十九日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表 令和八年十月二日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市保健所の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二二三―一四九一）に問い合わせること。

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、三ツ沢土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があったので次のとおり公告する。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	望月賢治	韮崎市穂坂町三ツ沢二千百四番地	令和七年三月三十一日
同	平賀豊男	韮崎市穂坂町三ツ沢二千三百十一番地二	同
同	横森哲	韮崎市穂坂町三ツ沢二千六百七十番地	同
同	横森正樹	韮崎市穂坂町三ツ沢二千五百七番地	同
同	岡田一真	韮崎市穂坂町三ツ沢二千六百三十番地	同
同	佐藤雅之	韮崎市穂坂町三ツ沢千五百二十七番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	平賀英徳	韮崎市穂坂町三ツ沢二千四百八十五番地	令和七年四月一日
同	赤沼正樹	韮崎市穂坂町三ツ沢二千二百二十五番地	同
同	佐藤正和	韮崎市穂坂町三ツ沢千五百三十一番地一	同
同	海瀬英樹	韮崎市穂坂町三ツ沢二千六百二十九番地	同
同	横森由賀	韮崎市穂坂町三ツ沢二千二百四十八番地	同
同	依田直人	韮崎市穂坂町三ツ沢千五百二十四番地一	同

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、富士見土地改良区から役員が退任及び就任した旨の届出があったので次のとおり公告する。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	河坂昌則	笛吹市石和町河内四百七十二番地	令和八年三月三十一日
理事	小野和明	笛吹市石和町砂原百四十二番地 二	同
同	風間俊一	笛吹市石和町今井七十番地	同
同	増田敦	笛吹市石和町東高橋二百九十五番地一	同
同	高野哲郎	笛吹市石和町小石和三百二十七番地一	同
同	高野正治	笛吹市石和町小石和八十六番地	同
同	青柳一喜	笛吹市石和町唐柏百七十九番地	同
同	萩原豊穂	笛吹市石和町東油川五十四番地	同
同	横山泉	笛吹市石和町井戸三十七番地	同
監事	森山定美	笛吹市石和町唐柏百十八番地	同
同	森本隆	笛吹市石和町小石和千六百六十四番地一	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	河野勝一	笛吹市石和町河内百十三番地	令和八年四月一日
理事	小野英見	笛吹市石和町砂原百二十八番地	同
同	菱山一	笛吹市石和町唐柏二百六十六番地	同
同	斉藤茂	笛吹市石和町東高橋三百五十二番地	同
同	筒井義明	笛吹市石和町今井八十三番地	同

同	監事	同	同	同	同
山田雄喜	林正明	水谷文彦	高野哲郎	志村晴夫	永福智
笛吹市石和町唐柏九百五番地十二	笛吹市石和町唐柏二百八十九番地	笛吹市石和町小石和三百六十三番地	地一 笛吹市石和町小石和三百二十七番	笛吹市石和町東油川百六十三番地	笛吹市石和町井戸四十四番地五
同	同	同	同	同	同

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、小篠土地改良区から役員が退任及び就任した旨届出があったので次のとおり公告する。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	石井秀廣	大月市猿橋町小篠二百八十六番地	令和八年三月三十一日
副理事長	原田誠	大月市猿橋町小篠八百九十三番地	同
理事	市川貞治	大月市猿橋町小篠五百十四番地	同
同	和田国晃	大月市猿橋町小篠九百十番地	同
同	佐々木進	大月市猿橋町小篠四十三番地	同
同	小俣行秀	大月市猿橋町小篠八百六十八番地	同
監事	小俣和彦	大月市猿橋町小篠五百六十九番地	同
同	中村正則	大月市猿橋町小篠八百九十九番地	同
同	和田厚	大月市猿橋町小篠四百二十番地六	同
同	藤本実	大月市猿橋町小篠八百五十三番地	同
同	小鷹陽一	大月市猿橋町桂台三丁目十八番地十一	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	原田誠	大月市猿橋町小篠八百九十三番地	令和八年四月一日
副理事長	藤本実	大月市猿橋町小篠八百五十三番地	同
理事	市川貞治	大月市猿橋町小篠五百十四番地	同
同	中村正則	大月市猿橋町小篠八百九十九番地	同
同	佐々木進	大月市猿橋町小篠四十三番地	同
同	小俣行秀	大月市猿橋町小篠八百六十八番地	同
監事	小俣和彦	大月市猿橋町小篠五百六十九番地	同

同	同	同	同
小鷹陽一	上條敏	石井秀廣	和田国晃
十一 大月市猿橋町桂台三丁目十八番地	大月市猿橋町小篠八百四十三番地	大月市猿橋町小篠二百八十六番地	大月市猿橋町小篠九百十番地
同	同	同	同

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成における基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県中央市山之神北地区（中央市山之神の一部）
- 三 測量の期間 令和六年十二月十日から令和七年二月二十五日まで

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年五月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町三ツ澤字中坊来石七百八十八番八の一部、七百八十八番九の一部、七百八十八番十の一部、八百五番二、八百五番三、八百六番一、八百六番二、八百六番三、八百十三番三の一部、八百十三番四の一部、八百十六番二の一部、八百二十番一、八百二十番二、八百二十番三、八百二十番四、八百二十番五、八百二十五番一、八百二十五番三、八百二十五番四、八百二十五番五、八百二十七番二、八百二十七番三、八百二十七番四、八百二十八番、八百三十三番一、八百三十三番二、八百三十三番五、八百三十七番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百四十番、八百四十一番一、八百四十一番二、八百四十一番三、八百四十一番四、八百四十二番一、八百四十二番二、八百四十三番一、八百四十三番二の一部、八百四十三番三の一部、八百四十三番五の一部、八百四十三番六、八百四十六番一、八百四十六番二の一部、八百四十六番三の一部、八百四十七番一及び八百四十七番三の一部、字西坊来石五百九番二の一部、五百九番三、五百九番一、五百十番二の一部、五百十一番一、五百十一番二、五百十一番三の一部、五百十一番四の一部、五百十二番、五百十二番二、五百十三番、五百十四番、五百十五番一、五百十五番二、五百二十二番、五百二十二番二、五百二十三番、五百二十四番一、五百二十四番二、五百二十五番、五百二十六番一、五百二十六番二、五百二十七番一、五百二十七番四、五百二十七番五、五百二十九番一、五百三十三番一、五百三十六番一、五百四十九番二、五百四十九番三、五百五十五番一、五百五十六番、五百五十七番一、五百五十七番二、五百五十九番、五百六十一番一、五百六十一番二、五百六十二番一、五百六十二番二、五百六十三番、五百六十四番一、五百六十四番三の一部、五百六十四番四、五百六十五番一、五百六十五番二、五百六十六番一、五百六十六番二、五百六十八番、五百六十九番、五百七十番、五百七十一番一、五百七十三番一、五百八十四番、五百八十五番、五百八十六番、五百九十五番二、五百九十五番三、五百九十五番四、五百九十七番二、五百九十七番三、四千二百十二番一の一部、四千二百十二番二の一部、四千二百十五番二の一部、四千二百十五番三の一部、四千二百十六番一、四千二百十六番二の一部、四千二百十七番、四千二百十八番一、四千二百十八番二、四千二百十九番、四千二百二十番、四千二百二十一番、四千二百二十二番、四千二百二十三番、四千二百二十五番の一部、四千二百二十六番、四千二百二十七番、四千二百二十八番及び四千二百二十九

番、四千二百三十番、字東坊来石九百二十七番四の一部、九百二十七番五の一部、九百三十五番二の一部及び九百三十五番三、字房来石四千百十一番一、四千百十一番二、四千百十二番一、四千百十二番三、四千百十二番四、四千百十三番及び四千百十四番並びに道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県葦崎市水神一丁目三番一号 葦崎市土地開発公社 理事長 長谷川 尚樹

公安委員会

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年五月十四日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 交通規制情報管理システム 一式
 - 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 令和九年二月一日から令和十四年一月三十一日まで
 - 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部交通規制課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをし

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

ている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和八年山梨県告示第七十五号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部交通部交通規制課規制第二担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年五月二十七日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月二十七日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和八年七月三十日（木）午前十時 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和八年七月二十七日（月）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課規制第二担当（郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和八年七月十五日（水）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日（七月十五日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部交通規制課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Traffic Regulation Information management, 1 Set

2 Date and time for tender: 10:00AM July 30, 2026

3 Bureau in charge: Traffic Regulation Section, Traffic Management and Control Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586
Japan TEL 055-221-0110